

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

- (1) この仕様書は、播磨高原広域事務組合が実施する汚水管路施設の不明水調査業務に適用する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項は、管路施設調査工仕様書による。

2. 業務内容

- (1) 業務番号 下役第 R05-2 号
- (2) 委託名 不明水調査業務
- (3) 場所 赤穂郡上郡町光都地内外
- (4) 履行期限 令和 5 年 10 月 20 日
- (5) 調査数量 流量計測工：3 箇所、降雨観測工：1 箇所
- (6) 現地調査期間 30 日
- (7) 調査区域 別添位置図に示す区域内
- (8) 報告書作成 一式

3. 調査目的

- (1) 流量計測工により得られた流量データ、降雨観測工により得られた降雨量データを基に統合的に解析を行い、不明水の推定を行うこと。
- (2) (1)の結果を基に不明水の原因究明を目的とした今後の調査の方法・計画を策定すること。

4. 調査項目・内容

- (1) 流量計測工（流速・水位法）
監督員が指定するマンホール 3 箇所での汚水流量を計測すること。
流量計（機器及び測定方法は監督員の下承を得ること）により、5 分間隔で流量を測定し、晴天日及び雨天日の流量を重ね合わせることで不明水量の定量化を行うこと。
- (2) 降雨観測工（転倒ます式雨量計）
監督員が指定する場所で降雨量を観測すること。毎正時 5 分単位の連続測定とする。
- (3) 巡回点検
調査期間中は、1 週間に 1 回程度、各計測箇所の機械点検や清掃、データ回収等を行うこと。

5. その他事項

- (1) 調査の具体的な方法・データ整理については「下水道管路内流量・水質調査マニュアル 一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 平成 28 年 2 月」、「分流式下水道における雨天時浸入水対策計画策定マニュアル 財団法人下水道新技術推進機構・2009 年 3 月-」を参照すること。
- (2) 調査項目の詳細及び報告書様式については、事前に監督員と協議して定めるものとする。
- (3) 作業に使用する器材は、マンホール内に設置し、通行の妨げにならないようにすること。

また、溢水が発生しない構造とすること。

(4) 調査期間については、降雨時期を含み調査するものとする。

(5) 主任技術者は以下の資格を有するものとする。

公益社団法人日本下水道管路管理業協会による「下水道管路管理主任技士」

その他事項については、監督員と協議すること。

管路施設調査工仕様書

第 1 章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、播磨高原広域事務組合（以下、「当組合」という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、「調査」という。）に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当組合と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は当組合の所有とする。また、調査の成果等は、当組合の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (2) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則など、並びに当組合が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

① 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号)	及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号)	及び同法関連法規
③ 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)	及び同法関連法規
④ 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号)	及び同法関連法規
⑤ 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)	及び同法関連法規
⑥ 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)	及び同法関連法規
⑦ 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号)	及び同法関連法規
⑧ 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号)	及び同法関連法規
⑨ 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)	及び同法関連法規
⑩ 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号)	及び同法関連法規
⑪ 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)	及び同法関連法規
⑫ 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)	及び同法関連法規
⑬ 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)	及び同法関連法規

⑭ 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)	及び同法関連法規
⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)	及び同法関連法規
⑯ 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)	及び同法関連法規
⑰ 酸素欠乏症等防止規則	(昭和 47 年労働省令第 42 号)	及び同法関連法規
⑱ 労働安全衛生法	(昭和 47 年法律第 57 号)	及び同法関連法規
⑲ 振動規制法	(昭和 51 年法律第 64 号)	及び同法関連法規
⑳ 環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)	及び同法関連法規

(2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

(3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、作業に着手すること。

- ① 現場代理人及び主任技術者届
- ② 工程表
- ③ 職務分担表
- ④ 緊急連絡届
- ⑤ 調査計画書
- ⑥ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中の毎月末、調査出来高報告書を監督員に提出すること。

(4) 調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

- ① 業務完了届
- ② 出来高調書
- ③ 調査記録写真帳 (第 1 章「12.作業記録写真」による。)
- ④ 完成図書 1 式 (第 3 章「3.報告書」による。)
- ⑤ 支払請求書及び明細書

(5) 前記各項のほか、監督員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

6. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、及び調査の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、調査の一部を下請負とする場合で、当組合が下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

- (2) 調査の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

9. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、必要に応じて地先住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、調査出来高報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ調査内容及び調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

12. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、業務完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 撮影は、調査箇所に対して、1箇所ずつの安全管理の状況、流量計などの使用機械による設置、撤去、作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況のほか、監督員が指示する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

(5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

(1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

(2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

(3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当組合に届け出ること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗淨・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（流量計等の使用機器、調査方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他

監督員の指示する事項

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。

3. 報告書

- (1) 調査結果は、報告書を作成し、提出すること。
- (2) 提出する成果品ならびに数量は、次のとおりとする。
 - ① 報告書 2部

- ② 写真帳 2部（報告書にまとめること）
- ③ 上記①②を電子データ化したもの 1部（ハードケースに収納したもの）
- ④ その他監督員の指示するもの 1式

第4章 その他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、当組合検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

(1) 受注者は、検査に立会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

(2) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員と協議し、処理すること。